発行所
三池炭鉱労働組合
大牟田市不知火町二
電話3033番
編集兼発行人 平島敏治

みいけ 附録

規約・規程 改正案

組合規約改正案について

規約改正分科委員会が一月二十一日より発足し、今回の規約諸規程の改正に当っての問題点を検討したが、先づあげられるのは一月十七日の中央委員会で出された本部役員の選出方法第一段階としての三役公選、監事の選出、それに任期二年制、諸規程の中で問題になっている点を柱に作業を進めて行ったが、規約の中で問題になった点をあげると先づ

◇三役の公選について

単一組合のあるべき姿としては、本部役員の選出は全組合員の直接無記名投票によるのが最も理想的であり、第一段階として三役の公選を考えると、全組合員の自由なる意志の表明でもって広い範囲の中から最も信頼し、適任と思える人を選ぶことができるし、それによって三役に対して親近感を抱くことができるし、また誰でも希望すれば直接三役に立候補できる。

これに対しては組合員の数が多いということと広範囲にわたるため、立候補者に接する機会が少いため、立候補者に対する評価が困難であり、いきおい名前の売れた人が当選する可能性が多い。従って定着化するんではないかということが考えられる。また支部別の抗争意識をあおる危険性はないか。監事については現在の方法ではその殆んどが執行委員を希望し、監事を希望するものがなく、仕方なく余員立候補という変則的な形の中で選挙されるので、自分の意志に反した結果が出てくる場合も予想されるので、公選にしたらという考え方も生れてくるが、これについての問題は三役と同じであろう。

◇任期二年制について

炭労が任期二年制の是非について、下部組織にその討議を求めている。その予備討議の意味も加味して三鉱労組の各機関構成員の任期について検討したが、二年制を実施した場合考えられる点は

効果的に業務を遂行するには一年では無理で、業務内容を把握するまでに、ある程度の期間が必要であり、精力的に執行するには一年では短い。それが二年に延長されると経験の中からよりよい計画が起てられる。従って執行部としての全体的な執行業務が充実してくる。

改選期をねらって経営者が攻撃をかけて来たことが過去にあったし、将来も予想される。執行部も改選準備のため業務が遅滞することもあり得るので二年の場合そういう点が多少緩和される。

これに対しては役員の気の緩みも一応考えられるのではないかまた不信任とまでは行かなくとも変ってもらいたい役員についての更迭が延長されるのでこの点一考を要する。

以上によって公選及び任期の問題点は集約され、それをめぐって執行委員会で討議された結果、いずれもその時期でないという判断によって現行通りとした。

次に執行委員会として、組合員の直接無記名投票によって決定された役員が委員会で罷免されることは妥当でないという考え方から総会で罷免を行うという結論を出した。この点については前回の〃みいけ〃でふれてあるので省略する。

また今回の改正で委員の代理を認め、決議権をも与えた。考え方は組合業務のために会議に出席できない場合、その所属する分会の組合員の意志が機関にとりあげられないということでは問題があり、それを是正するために一条挿入し代理権を明確化した。

三池炭鉱労働組合規約

（現行）

第一章 総則

第三条 この組合は組合員の強固なる団結によって労働条件の維持改善並びに人格技能の練磨を図り以て組合員の経済的社会的地位の向上を期する事を目的とする。

第四条 この組合は前条の目的を達成するため左の事項を行う。

一、生産復興その他社会経済の興隆に関する事項
一、労働協約の締結実践その他労働条件の維持改善に関する事項
一、法規その他政治対策に関する事項
一、同一目的を有する団体との連繋協力その他労働戦線の統一に関する事項
一、経営参画その他会社経営の民主化に関する事項
一、組合員の教育並びに文化の昂揚に関する事項
一、組合員の福利厚生に関する事項
一、その他必要又は有益な事項

第二章 組合員

第三章 機関

第一節 通則

第十六条 役員、議長、副議長、部員が自己の職務を遂行し得ないと認めたときは、本部にあっては中央委員会、支部にあっては支部委員会の諒解を得て辞任する事が出来る。
委員、代議員は職場会議、但し大選挙区選出委員の場合は支部委員会の諒解を得て辞任する事が出来る。

第十七条 組合員が役員、議長、副議長、部員の職務遂行を信任し得ないと認めたときは本部にあっては中央委員会、支部にあっては支部委員会の決議を経て罷免することができる。
委員、代議員は職場会議、但し大選挙区選出委員の場合は支部委員会の決議を経て罷免することができる。

第十八条 決議機関の解散は中央にあっては総会、支部にあっては支部総会を以て行い、執行機関又は監査機関構成員全員の罷免は総会の決議がなければならない。但し支部執行機関の構成員全員の罷免は支部総会の決議を以て行う。

第二節 会議

第二十一条 総会はこの組合の最高決議機関であって代議員及び委員を以て構成し左の事項を附議する。
一、組合の解散合併に関する事項
一、労働協約の締結に関する事項
一、予算決算に関する事項
一、共済事業、福利事業等に特設された基金の流用に関する事項
一、組合員の除名に関する事項
一、財産の清算処分に関する事項

第二十五条 支部総会、支部委員会は左の事項を附議する。
一、中央会議に附議する事項の予備審議
二、その支部限りに関する事項
支部総会、支部委員会の開催については中央会議に準ずる

第三十一条 監事会は全監事を以て構成し監査業務について協議する。監事会は必要に応じ監事長がこれを招集しその議長に任ずる。

第三十三条 組合の財務の執行につき、不正の点ある事を発見したときは監事長はこれを中央委員会、総会に報告しなければならない。

第三十四条 前条の報告をするため緊急の必要ある時は監事長は監事会の決議により第二十二条第二十四条の規程の外臨時に総会又は中央委員会の招集を請求する事が出来る。

第四十条 この組合に非常任執行委員若干名を置く事ができる。

第四節 機関構成

第四十八条 役員は組合員の中から組合員が直接無記名投票によって選挙する。
常任執行委員は上部組織の代議員を兼務する。

第四十九条 組合長、副組合長、書記長、監事長、監事は本部役員中より中央委員会で選挙する
本部常任執行委員の担当は前項残余の人員中より中央執行委員会で選挙して中央委員会の確認を得なければならない。
監事長は監事の中から中央委員会で選挙する。
本部議長、副議長は委員中より中央委員会で選出する。支部議長、副議長は支部毎に委員が互選する。
議長、副議長は決議権を有する
但し本部、支部正副議長事故あるときは仮議長を選出する。

第四章 支部及び分会

第五章 賞罰

第六十一条 組合員でこの組合の業務に功労があった者に対しては別に定める褒賞規程によりこれを表彰することができる。

第六十二条 組合員でこの組合の趣旨に反する行為があったときは別に定める懲戒規程によりこれを懲戒することができる。

第六章 財務

第六十八条 この組合の会計報告は中央委員会の決議によって依嘱された会計士又は経理士による正確であることの証明書と共に毎年一回総会及び機関紙によって組合員に公表する。

第七章 雑則

第七十一条 この組合に政治局を設ける。
前項の運営に関する規程は別に定める。

第七十二条 この規約の附属規程は左の通りとし、制定改廃機関は中央委員会とする。
一、議事規程
一、書記局規程
一、監査規程
一、選挙規程
一、懲戒規程
一、褒賞規程
一、財務規程
一、共済規程
一、給与規程
一、組合業務に起因する救済規程
一、地域分会及び行動隊規程
一、政治局規程

附則

第七十四条 決議機関、執行機関、監査機関の構成員全員の総改選は改正規約施行の日より十日までに行う。

この改正規約は昭和二十九年五月二十一日から施行する。

（改正案）

第一章 総則

第三条 この組合は組合員の強固なる団結によって労働条件の維持改善並に人格技能の練磨を図り以て組合員の経済的社会的地位の向上を期する事を目的とする。

第四条 この組合は前条の目的を達成するため左の事項を行う
一、労働協約の締結実践並びに労働条件の維持改善に関する事項
一、法規並びに政治対策に関する事項
一、同一目的を有する団体との連繋協力並びに労働戦線の統一に関する事項
一、会社経営の民主化に関する事項
一、組合員の教育並びに文化の昂揚に関する事項
一、組合員の福利厚生に関する事項
一、その他必要又は有益な事項

第二章 組合員

第三章 機関

第一節 通則

第十六条 役員、議長、副議長、部員が自己の職務を遂行し得ないと認めたときは本部にあっては中央委員会、支部にあっては支部委員会の諒解を得て辞任することが出来る。
委員、代議員は職場会議の諒解を得て辞任する事が出来る。

第十七条 組合員が議長、副議長、部員の職務遂行を信任し得ないと認めたときは本部にあっては中央委員会、支部にあっては支部委員会の決議を経て罷免することが出来る。
委員、代議員は職場会議の決議を経て罷免することが出来る。

第十八条 決議機関の解散は中央にあっては総会、支部にあっては支部総会を以て行い、執行機関又は監査機関構成員の罷免は総会の決議がなければならない
但し支部執行機関の構成員の罷免は支部総会の決議を以て行う

第二節 会議

第二十一条 総会はこの組合の最高決議機関であって代議員及び委員を以て構成し左の事項を附議する。
一、組合の解散合併に関する事項
一、全文削除
一、行動方針に関する事項
一、予算決算に関する事項
一、共済事業、福利事業等に特設された基金の流用に関する事項
一、組合員の除名に関する事項
一、財産の清算処分に関する事項

第二十五条 支部総会、支部委員会は左の事項を附議する。
一、中央会議に附議する事項の予備審議
二、その支部限りに関する事項

第二十六条 支部総会、支部委員会の開催については中央会議に準ずる。

第二十七条 委員が組合業務のため会議に出席出来ない場合は当該分会の代議員に代理を委任することが出来る。

第三十三条 監事会は監事長、監事を以て構成し、監査業務について協議する。

第三十五条 組合の財務の執行につき不正の点ある事を発見したときは、監事長はこれを中央委員会、総会に報告しなければならない。

第三十六条 前条の報告をするため緊急の必要あるときは監事長は監事会の決議により第二十二条、第二十四条の規定の外臨時に総会又は中央委員会の招集を請求することが出来る。

第四十条 全文削除

第四十九条 役員は組合員の中から組合員が直接無記名投票によって選挙する。
執行委員は上部組織の代議員を兼務する。

第五十条 組合長、副組合長、書記長、監事長、監事は本部役員中より中央委員会で選挙する。
本部執行委員の担当は前項残余の人員中より中央執行委員会で選挙して中央委員会の確認を得なければならない。
監事長は監事の中から中央委員会で選挙する。
本部議長、副議長は委員中より中央委員会で選出する。支部議長、副議長は支部毎に委員が互選する。
議長、副議長は決議権を有する
但し本部、支部正副議長事故あるときは仮議長を選出する。

第四章 支部及び分会

第五章 賞罰

第六十二条 組合員で褒賞に値する行為を行ったときは別に定める規程により表彰することが出来る。

第六十三条 組合員でこの組合の趣旨に反する行為を行ったときは別に定める懲戒規程によりこれを懲戒することが出来る。

第六章 財務

第六十九条 この組合の会計報告は中央委員会の決議によって依嘱された公認会計監査人による正確であることの証明書と共に毎年一回総会及び機関紙によって組合員に公表する。

第七章 雑則

第七十二条 この組合に政治局、図書館を設ける。
前項の運営に関する規程は別に定める。

第七十三条 この規約の附属規程は左の通りとし、制定改廃機関は中央委員会とする。
一、議事規程
一、書記局規程
一、監査規程
一、選挙規程
一、懲戒規程
一、褒賞規程
一、財務規程
一、共済規程
一、給与規程
一、組合業務に起因する救済規程
一、地域分会規程
一、行動隊規程
一、政治局規程
一、図書館規程

附則

第七十五条 前文削除

この改正規約は昭和三十二年六月一日より施行する。

選挙規程改正案について

現行規程を実施して来た過程のなかで不十分な条項或は改選都度の選管会議の中で問題になった点又は、その運営によって生じる取扱いの相違等があったので解釈とその施行によって生ずる不統一性をなくすことを目的とした。従って現行規程を分解し次に列記する主な問題点を慎重に審議の上改正案を作成した

改正のポイント

一、選挙に関する権利行使の明文化。
臨時加入者と処遇停止中の組合員の権利行使を明らかにする。

二、改選期日の定期化

三、委員選挙区の制度化
現行規程では委員の選挙区は単に各支部の分会毎に行うとなっており、更に大選挙区をもうけても良いことになっている。
この中で問題点としてでてくるのは
(1)三川、四山支部が一部の委員を地域から選出されているが規約第二十六条から考えると組合の意志決定の基盤はあくまで職場であり、更に地域分会規程から考えると地域分会は決議された業務の執行に対する協力機関となっている。従って協力機関が決議機関に委員を選出することは機構上考えられない。と同時に職場で意志の集約が行われ、再度地域で同一の人が意志決定に参加すること自体に二重権利の行使である。更に選挙の場合には同一の人が職場委員と地域委員を選挙するのでこの二支部では二重に投票権を行使している。然もその地域では他支部の組合員には選挙権、被選挙権を与えておられないことについては解釈上も変則的である。
(2)大選挙区も前述の様に地域という拡大解釈も生れるが職場の中で大選挙区をとったと仮定したらその選挙区で選出された委員はどう自分の職務を務めて行くか、相当の困難性もあろうし、又一方組合員から見るとこれ又二重投票権の行使である。
以上の点を解明して規約に従い、職場一本の委員選出にしたい

四、選管及事務の明文化
現行の第三章の中で不充分な 条項 不必要な条項等を検討して明らかにして行く
(1)立候補届出の変更と制限
(2)委員 代議員の選挙方法
(3)選挙公報の発行 等

五、選挙規則の廃止について
選挙規程第八条から選管が選挙規則を定めると云うのは問題である。
(1)規程はすべて中央委員会が改廃制定を決定するよう規約の第七十二条になっているのに選挙規則だから選管が制定することはあやまりである。
(2)規則の制限事項に抵触すると懲戒処分になる 処分問題まで含むものが規則であることは変則であり且少数の選管でこの問題を然も選管の構成員が毎年変る毎に規則として変更されることはやるべきでない
以上の考え方から規程の中に全部入れて規則は残さないというすっきりした形にした。

六、選挙立会人の制度化
具体内には実施しているのに条文化してないので、立会人の性格、取扱いに各支部で不統一な面も生れて来ているので明文化していく

むすび

現行と改正案を記載致しますが、両者の条数のみで読み合せすると、その内容が極端に異る文章もありますので御了解願っておきます。

選挙規程

（現行）

第一条 三池炭鉱労働組合規約第五十五条に基く選挙はこの規程の定める所による。

第一章 選挙区及定員

第二条 代議員、委員選挙は各支部の分会毎に行う。但し一部の委員を大選挙区より選出する事が出来る。分会及び大選挙区の定員は支部委員会で決定する。

第三条 代議員、委員の定員を左の通り定める。
一、代議員は組合員三十名又はその端数十五名以上につき一名とする。
二、委員は組合員六十名又はその端数三十名以上につき一名とする。
前項の定員は各支部毎に選挙期日告示の前月末在籍の組合員数を以て割当る。

第四条 役員の選挙は各支部毎に行う。

第五条 常任役員は本部、支部に分ち本部は各支部の差出要員とする（宮浦、三川各三名、四山本所、三作、三港各二名とする）支部は担当指名立候補とする。

第二章 選挙管理及事務

第六条 選挙の管理及び事務は選挙管理委員会がこれを行う。本部選挙管理委員会は支部選挙管理委員長を以て構成しその互選により委員長一名を定める。支部選挙管理委員会は支部委員会が推せんする五名の選挙管理委員でこれを構成しその互選により委員長一名を定める。
但し本部選挙管理委員長は支部選挙管理委員長を兼ねることができない。

第七条 選挙管理委員会は次期委員会成立まで非常任として存置し、欠員を生じたときは支部委員会に於てこれを補充する。

第八条 選挙管理委員会は当選確定を宣言しこの選挙規程に定める選挙事務を処理する他、選挙に関する疑義を裁定し公正なる選挙を行うために必要な選挙規則を定めることが出来る。
この規則に違反する行為があったと認めた時は直ちに懲戒委員会に提訴しなければならない。処分確定したときは当選無効を宣言する。

第九条 選挙は前任者の任期満了の翌日に行う。但し特別の事情あるときは任期満了の日から三日以内延期する事ができる。

第十条 選挙期日選挙区及び定員は選挙管理委員会で投票期日五日以前に告示する。

第十一条 立候補しようとする者は投票期日の一日前までに所定の様式により選挙管理委員長に届出なければならない。但し役員にあっては一担当を超えて立候補する事はできない。

第十二条 各選挙の投票、開票の日時場所は選挙管理委員会が指定して候補者の氏名と共に予告する。

第十三条 選挙管理委員会は選挙人名簿を作成し選挙告示と同時に組合員に自由に閲覧せしめなければならない。

第十四条 選挙については選挙録を作り選挙管理委員長署名の上選挙せられたる者の任期間これを保存する。

第十五条 選挙管理委員は役員の立候補又はその選挙運動をすることができない。

第三章 投票及開票

第十六条 選挙は直接無記名投票によって行う。投票は一人一票とする。委員の選挙は単記又は連記としその選挙及び連記の員数は各支部委員会においてこれを定める。常任役員中本部役員（宮浦三川各三名、四山本所三作三港各二名）は連記、支部役員は担当別指名単記とする。

第十七条 投票は選挙当日自ら投票所に至って行わねばならない
投票用紙は選挙人名簿に基き当日投票所で交附する。

第十八条 投票は正規の用紙に候補者の氏名を自書して投函しなければならない。

第十九条 已むを得ない事由により選挙当日投票所に至り投票をなすことができない者は不在投票をなす事ができる。

第二十条 不在投票者はその事由を証する書面を添えてその旨を選挙管理委員長に届出、投票用紙と投票用封筒を請求して記入封緘の上選挙管理委員長に提出する。

第二十一条 開票は投票終了後遅滞なくこれを行う。

第二十二条 投票は左の場合に限って無効である。
一、正規の用紙を用いないもの
二、その選挙区の候補者でない者の氏名を書いたもの
三、制限以上の氏名を書いたもの
四、他人に書いてもらったもの
五、誰を書いたか確かでないもの
六、氏名以外の記号若しくは落書をなしたもの

第二十三条 役員有効得票数はその投票の十分の一とする

第二十四条 得票の多い者からこれを当選者とする。但しその選挙区の票数が選挙権者の半数に満たない時は再選挙を行う
得票数が同じである場合は抽せんによる

第二十五条 立候補者が定員を超えないときは投票を行わず立候補者を当選人とする

附則

第二十六条 この規程は三池炭鉱労働組合規約施行の日からこれを施行する

（改正案）

第一章 総則

第一条 三池炭鉱労働組合規約第五十六条に基く選挙はこの規程の定めるところによる

第二条 組合員はこの規程の定めるところによって規約第九条にいう選挙権、被選挙権を行使することができる
但し選挙告示以降の加入者及び懲戒規程により選挙権、被選挙権、組合業務に参加する権利の停止処分を受けている者はこれを認めない

第三条 定期改選の選挙は前任者の任期満了の翌日に行う
但し公休日に当るときはその前日に行う
定期改選以外の選挙日は都度中央委員会において決定する

第二章 選挙区及定員

第四条 役員の選挙は各支部毎に行う

第五条 委員、代議員の選挙は各支部の職場分会毎に行う

第六条 本部役員の定員は十四名とし各支部の差出しとする
（宮浦、三川各三名、四山、本所、三作、三港各二名）

第七条 支部役員の定員は五名とする

第八条 委員、代議員の定員は次の通り定める
一、委員は組合員六十名又はその端数三十名以上につき一名とする
二、代議員は組合員三十名又はその端数十五名以上につき一名とする
前項の定員は各支部毎に選挙期日告示の前期末在籍の組合員数を以て割当る
職場分会の定員割当は各支部委員会で決定する

第三章 選挙管理及事務

第九条 選挙の管理と事務を処理するために本部及び各支部に選挙管理委員会を設ける。選挙管理委員会は選挙に関して一切の権限と責任を有する

第十条 本部選挙管理委員会は各支部選挙管理委員長で構成しその互選により委員長一名を定める
支部選挙管理委員会は支部委員会で選出した五名の選挙管理委員で構成しその互選により委員長一名を定める
但し本部選挙管理委員長は支部選挙管理委員長を兼ねることができない

第十一条 選挙管理委員会は選挙当日より十日以前に構成発足し次期選挙管理委員会発足まで非常駐として存置し欠員を生じたときは前条に従いこれを補充する

第十二条 各選挙管理委員会はその構成員の五分の四以上を以て成立し、議決に当っては出席人員の過半数とする

第十三条 選挙管理委員会は次の業務を行う
一、選挙の告示
二、選挙人名簿の作成と閲覧
三、立候補の受付と告示
四、選挙公報の発行と配付
五、投票及び開票の執行
六、当選の確認と公示
七、選挙違反行為の防止
八、選挙録の作成
九、その他選挙事務に必要なる事項

第十四条 各選挙の告示は投票日の五日以前に行う
告示には左記事項を記載するものとする
一、選挙区及び定員
二、立候補の受付及び締切りの日時
三、不在投票の受付及び締切りの日時並にその方法
四、投票及び開票の日時

第十五条 選挙管理委員会は選挙告示前日在籍者を以て選挙人名簿を作成し、告示の日より三日間組合員に自由に閲覧せしめなければならない

第十六条 組合員は選挙人名簿に記載洩れ、又は誤りがあったときは閲覧期間中にその修正を選挙管理委員会に申出ることができる
但し閲覧期間を経過したときはその申立はできない

第十七条 立候補しようとする者は所定の様式により告示の翌日までに支部選挙管理委員長に届出ねばならない
但し立候補者はすべて担当別指名立候補として重複して立候補することはできない

第十八条 選挙管理委員会は投票及び開票の場所を指定しその管理と事務処理に当る

第十九条 委員、代議員の選挙については支部選挙管理委員会の指示に従いその分会で自主的に行う

第二十条 選挙管理委員は役員に立候補並に一切の選挙運動を行ってはならない

第四章 選挙運動

第二十一条 選挙の公正を期するため選挙運動に対して左の通り制限を行う
一、選挙運動は告示の日より投票の前日までとする
二、選挙運動は戸別訪問、ビラ、パンフレット、名刺、拡声器、メガホン、その他口頭以外の宣伝行為は禁止する
但し拡声器については選挙管理委員会が認めたときはこの限りでない
三、専用通勤列車内の運動及び社宅内外に於ける連呼行為は禁止する
四、情宣活動を選挙運動に利用してはならない
五、通勤時間中の選挙運動は禁止する
但し休憩時間又は選挙管理委員会が認めたときはこの限りでない
六、組合員以外の運動員及び選挙運動員は一切認めない
七、社宅内外の選挙運動は午後十時より翌朝午前五時まで禁止する
八、選挙運動の目的で金品の授受及び酒食の饗応をしてはならない

第二十二条 選挙に関して暴行、脅迫、強要、その他不当な妨害行為をしてはならない

第五章 投票及開票

第二十三条 選挙は直接無記名投票によって行う。投票は一人一票とする
役員の投票は本部にあっては連記、支部は単記とする
委員、代議員の投票は定員一名のときは単記、二名以上のときは連記とする

第二十四条 投票は選挙当日自ら投票所に行って行わねばならない
投票用紙は選挙人名簿に基き当日投票所で交附する

第二十五条 投票は正規の用紙に候補者の氏名を自書して投函しなければならない
但し筆記不能の者に限り選挙管理委員二名以上の立会の上代筆を認める

第二十六条 已むを得ない理由により選挙当日投票所に行き投票をなすことができない者は不在投票をなすことができる

第二十七条 不在投票者はその理由を文書を以て選挙管理委員長に届出、投票用紙と投票用封筒を請求し記入封緘の上選挙管理委員長に提出する。

第二十八条 選挙区の投票数が選挙権者の半数に満たないときは再選挙を行う。

第二十九条 開票は投票終了後これを行い、投票の有効、無効の判定は選挙管理委員会が行うものとし左記のものに限り無効とする。
一、正記の用紙を用いないもの
二、その選挙区の候補者でない者の氏名を書いたもの
三、制限以上の氏名を書いたもの
四、誰を書いたか確かでないもの
五、氏名以外の記号又は落書をしたもの
六、他人に書いてもらったもの

第三十条 役員有効得票数はその投票数の十分の一以上とする。

第三十一条 得票の多い者からこれを当選者とする。得票数が同じであるときはその立候補者の抽せんによる。

第三十二条 立候補者が定員を超えないときは投票を行わず立候補者を当選人とする。

第三十三条 当選者が決定したときは選挙管理委員会は当選宣言を行い当選者の氏名及び得票数を公示しなければならない。
当選効力は当選宣言と同時に発生する。

第三十四条 選挙管理委員会は投票、開票の業務執行に当りその公正を期するため選挙立会人を指名し業務の補助を行わしめる
立会人の人員数については本部選挙管理委員会で定める。

第三十五条 選挙立会人は選挙管理委員長の指示に従い立会業務を行う。

第三十六条 選挙立会人はその業務中に不正又は疑義を生じたときは直ちに選挙管理委員長の指示及び裁定を受けなければならない。

第三十七条 選挙については選挙録を作り選挙管理委員長署名の上選挙せられたる者の任期間中これを保存する。

第三十八条 選挙管理委員会はこの規程の定める範囲内において選挙事務に関する事項を定めることができる。

附則

第三十九条 この規程は昭和三十二年　月　日より施行する。